

障害福祉分野の業務効率化について《論点等》

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

障害福祉分野の業務効率化について

- 論点 1 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について
- 論点 2 管理者の兼務範囲の明確化について
- 論点 3 テレワークの取扱いについて
- 論点 4 人員配置基準における治療との両立支援への配慮について

【論点1】事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

現状・課題

- 介護分野において、地方公共団体ごとに様式や添付書類の差異があるなどの課題に対して、文書の簡素化・標準的な様式例の整備を順次行っているところ。
- 障害福祉分野についても、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書（中略）について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成すること」、「標準様式等に関する検討結果を踏まえ（中略）電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する」とされている。

また、障害者部会報告書において、様々な障害保健福祉分野のサービスが整えられていく中で、サービス提供事業者にとっても事務・手続き等の負担感が少なく、わかりやすい制度の在り方を検討する必要があることが指摘されている。

- このため、令和5年度障害者総合福祉推進事業において、「障害福祉サービスにおける各種行政手続き等の負担軽減に向けた調査研究」を実施しているところ。

検討の方向性

- 各地方公共団体から収集した申請書等の様式について、省令で提出を義務付けている事項以外の事項で各地方公共団体に共通して見られる事項や添付書類について、その必要性の分析を踏まえ、令和5年度中にサービス類型ごとに、標準様式等を作成してはどうか。
- 標準様式等を作成後、地方公共団体に対して活用を促し、令和6年度以降、その普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行うこととしてはどうか。
- また、令和6年度においても、引き続き障害者総合福祉推進事業において、「電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備」に向けた調査研究を実施することを検討してはどうか。

(参考) 規制改革実施計画 (令和5年6月16日閣議決定) (抄)

障害福祉分野における手続負担の軽減(ローカルルールの見直し等)

【b: (前段) 令和5年度措置、(中段) 令和5年度検討・結論、c: (前段) 可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論】

b こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書及び指導監査関連文書について、標準様式及び標準添付書類(以下「標準様式等」という。)を作成する。その際、当該標準様式等については、押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請するとともに、先行して標準様式が定められている介護サービスと共通化可能な部分は共通化することを基本とする。

その上で、障害福祉サービス等事業者が、当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる方向で検討する。

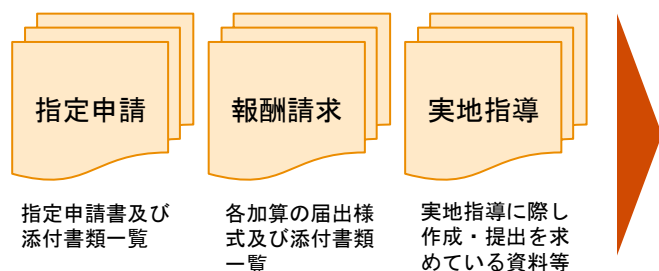
なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。

c こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所施設及び障害児相談支援の指定及び報酬請求(加算届出を含む。)に関連する申請・届出について、障害福祉サービス等事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするため、障害福祉サービス等事業者の選択により、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する。その際、特段の事情があり、当該システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無についてはこども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。

令和5年度障害者総合福祉推進事業 「障害福祉サービスにおける各種行政手続き等の負担軽減に向けた調査研究」(概要)

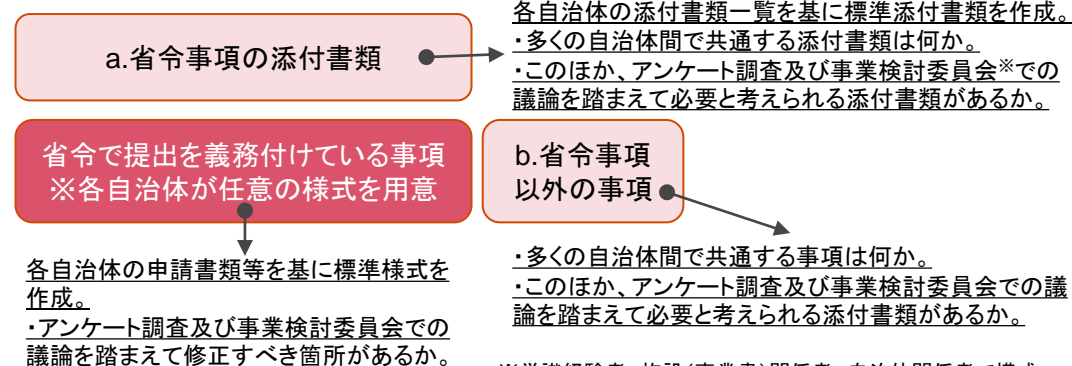
委託事業者:PwCコンサルティング合同会社

1 各自治体から様式を収集



2 各自治体間の共通項や独自項目に係る分析

(例) 想定される各項目の整理方法のイメージ



※学識経験者、施設(事業書)関係者、自治体関係者で構成

3 サービス類型(訪問系～相談支援系)ごとに、標準様式及び標準添付書類を作成

(参考) サービス類型の分類案(※実際の区分は収集した書式等を基に検討予定)

訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談支援系
<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所 療養介護 生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所支援 	<ul style="list-style-type: none"> 自立生活援助 共同生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労定着支援 	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害児入所施設 	<ul style="list-style-type: none"> 一般相談支援 特定相談支援 地域移行支援 地域定着支援 障害児相談支援

標準様式等のイメージ

(論点1 参考資料③)

- ・指定申請については、現行の自治体の書式の構成を踏まえ、サービス類型を通じて共通の申請書+各サービスごとに記載が必要な事項をまとめた付表（記載事項一覧等の呼称もあり）までを標準様式として作成する想定。
- ・新規申請以外の変更や更新時の取扱いの明示も含む。
（「更新申請の際は、届出済みの内容から変更がない場合、添付書類を省略することを可能とする」など）

①指定申請書本体（サービスに関わらず共通の事項を記載させる）

(様式第1号)

指定障害福祉サービス事業所
 指定障害者支援施設
 指定特定相談支援事業所
 指定一般相談支援事業所

令和 年 月 日

所在地 申請者 所在地 名称 代表者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・指定特定相談支援事業所・指定一般相談支援事業所に係る指定を受けたので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します

フリガナ
 名称 (郵便番号 -)
 主たる事務所の所在地 (都道府県 市町村)
 (ビルの名称等)
 連絡先 電話番号 FAX番号
 E-mailアドレス
 代表者の職・氏名 フリガナ 生年月日(和暦)
 氏名
 代表者の住所 (郵便番号 -)
 (ビルの名称等)

フリガナ
 名称 (郵便番号 -)
 事業所(施設)の所在地 (都道府県 市町村)
 (ビルの名称等)

同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定申請をする事業等の事業開始予定年月日	様式	実施事業	他の法律において既に指定を受けている事業等の指定年月日	備考
指定障害福祉事業所	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		
指定障害者支援施設	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		
指定特定相談支援事業所	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		
指定一般相談支援事業所	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		
施設入所支援	<input type="checkbox"/>		付表8	<input type="checkbox"/>		
施設外支援	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		
指定一般相談支援事業所(地域移行支援)	<input type="checkbox"/>		付表14	<input type="checkbox"/>		
指定一般相談支援事業所(地域定着支援)	<input type="checkbox"/>		付表14	<input type="checkbox"/>		

上記の事業所が同法において既に指定を受けている場合の指定番号

事業種別	番号	事業種別	番号

(備考)
 1 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載し、該当する欄のチェックボックスにチェックマークを記載してください。
 2 「上記の事業所が同法において既に指定を受けている場合の指定番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業種別及び事業所番号を記載してください。



②付表（各サービスごとに必要な項目を記載させる）

付表1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所の指定に係る記載事項

(共生型サービスとしての指定(居宅介護・重度訪問介護))

事業所
 フリガナ 名称 (郵便番号 -)
 所在地 (都道府県 市町村)
 連絡先 電話番号 FAX番号
 フリガナ (郵便番号 -)
 氏名 住所 (都道府県 市町村)

管理者
 居宅介護従業者等との兼務の有無 有・無
 同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入) 事業所等の名称 業務する職種及び勤務時間等

当該事業の実施について定めてある定款・寄付行為等又は条例等 第 条 第 項 第 号

サービス提供責任者
 フリガナ 氏名 住所 (郵便番号 -)

従業者の職種・員数	居宅介護等従業者		その他の従業者	
	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤(人)			
	非常勤(人)			
常勤換算後の人数(人)				
基準上の必要人数(人)				

主な揭示事項

営業日
 営業時間 平日 土曜 日・祝

サービス内容
 身体介護 身体介護(通院介助) 家事援助
 家事援助(通院介助) 乗降介助

主たる対象者
 居宅介護 特定無し・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者
 重度訪問介護 特定無し・加算対象者以外
 同行援護 特定無し・身体障害者・障害児
 行動援護 特定無し・知的障害者・障害児・精神障害者

利用料
 その他の費用

通常の事業の実施地域
 第三者評価の実施状況 している・していない
 苦情解決の措置概要 窓口(連絡先) 担当者

その他参考となる事項
 その他

一体的に管理運営を行う
 他の事業所

(備考)
 1. 複数種類のサービスを実施する場合、「サービス内容」欄に複数のサービス種類を記載して本様式1枚にまとめて提出してください。
 2. 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容についても記載してください。

③添付書類の一覧（①や②で記載させた事項が正しいかを確認するための挙証資料）

考えられる添付書類：登記の写し、従業員との雇用契約書、財務諸表 など

関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見の内容	団体名
1	○文書負担軽減、手続き負担軽減に関する調査事業を実施し、現状把握と対策の工程を示して頂きたい。指定申請書・変更届・報酬請求資料・実地指導関連資料・受給者証・契約内容報告書などの記載項目・様式・運用ルール等を改めて再検討し、優先順位を定めて標準様式を順次作成頂きたい。	全国介護事業者連盟
2	○事業所間・行政間、医療機関と福祉事業所の共有ソフト等の開発により、電子データでのやり取りへ移行する方針の打ち出し開発事業者への補助金。ソフト導入への補助金。書類の電子保管を認める方針を打ち出す。電子署名、電子契約書による印鑑レス化、文章の電子保管の義務化。ロールモデルを提案して、データとデジタル技術を活用した福祉DXの構築、効率化の推進。	全国重症児者デイサービス・ネットワーク

【論点2】 管理者の兼務範囲の明確化について

現状・課題

- 管理者については、多くの障害福祉サービス等の指定基準において、「事業者は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする」旨を示しているが、そのうち一部のサービスについては、指定基準又は解釈通知において、兼務可能な範囲を同一敷地内等に限っている。
- サービス提供の管理や経営の能力を持つ人材には限りがある中で、提供するサービスの質を担保しつつ、障害福祉サービス事業所等の効率的な運営を確保する必要がある。

(参考:サービス類型ごとの管理者の要件について)

サービス類型	常勤要件の有無 (※)	専従要件の例外として兼務可能な範囲
障害児入所施設	○	同一敷地内に限って兼務可
障害児通所支援	×	同一敷地内又は道路を隔てて隣接する場合等に限って兼務可
訪問系サービス	○	同一敷地内又は道路を隔てて隣接する場合等に限って兼務可
共同生活援助	○	制限なし
上記以外のサービス	×	制限なし

(※) 「常勤」について

指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものとしている。

【論点2】管理者の兼務範囲の明確化について

検討の方向性

- 管理者の責務として、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことを解釈通知において明記しつつ、
現在、管理者の兼務の範囲が同一敷地内等に限定されているサービスについて、事業所等の管理者は、上記の責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあつては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等（介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。）の管理者又は従業者と兼務できる旨、指定基準又は解釈通知において示すことを検討してはどうか。

(※) 「常勤」の計算にあたっては、「併設される事業所」で兼務する際に勤務時間を通算できるとされているところ、管理者については、上記見直しに伴い、専従要件の例外として他の事業所と兼務している場合について、勤務時間を通算できる旨示すことを検討してはどうか。

障害福祉サービスの管理者は、運営基準上、従業者及び業務の管理を一元的に行い、従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとされている。

(参考)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第三十条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 (略)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日付け障発第1206001号)

第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

3 運営に関する基準

(19)管理者及びサービス提供責任者の責務(基準第30条)

指定居宅介護事業所の管理者とサービス提供責任者の役割分担について規定したものであり、管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に基準第二章第四節(運営に関する基準)を遵守させるための指揮命令を、サービス提供責任者は、指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものである。

管理者の要件

訪問系サービスの管理者については、専らその職務に従事する常勤であることが要件として課されており、また、他の事業所の職員との兼務については、同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に限って、兼務が認められている。

(参考)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)

(管理者)

第六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日付け障発第1206001号)

第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

1 人員に関する基準

(3) 管理者(基準第6条)

指定居宅介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、指定居宅介護の従業者である必要はないものである。

① 当該指定居宅介護事業所の従業者としての職務に従事する場合

② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)

【論点3】テレワークの取扱いについて

現状・課題

- 障害福祉サービス事業所等の指定基準等において、職員の常駐（※）の要否は明示されていないが、デジタル臨時行政調査会は、法令には明記がないが運用等により実質的に義務化されているものも「常駐規制」に含まれると定義した上で、「常駐規制」の見直しを求めている。

※ 常駐：（物理的に）常に事業所や現場に留まること。特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けるもの。

- 令和4年12月に公表された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定）において、各サービスの事業所等に置くこととされている各職種について、令和6年3月末までに、「一部の付随的業務（直接利用者にサービスを提供しない業務）について必ずしも常駐しなくて良い旨を通知等により示すことを検討すること」とされた。
- 介護サービス事業所等における管理者については、令和5年9月に発出された事務連絡「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」において、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークが可能であることや、管理上支障が生じない範囲の具体的な考え方を示している。

検討の方向性

- 管理者については、介護分野における取扱いに準じ、
 - ・ 利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること
 - ・ 事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること等の措置を講じ、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークを行うことが可能であることを示すことを検討してはどうか。
- 管理者以外の職種又は業務についても、テレワークについて具体的な考え方を示すことを検討してはどうか。

構造改革のためのデジタル原則

第7層	新たな価値の創出	改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献 ^{じん})
	アーキテクチャ	構造改革のためのデジタル原則
第6層	業務改革・BPR/組織	原則① デジタル完結・自動化原則 書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること 国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層	ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス) 一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層	利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル) 公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層	連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを楽しめるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層	データ	原則⑤ 共通基盤利用原則 ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層	インフラ	

デジタル原則に照らした規制の点検・見直し作業

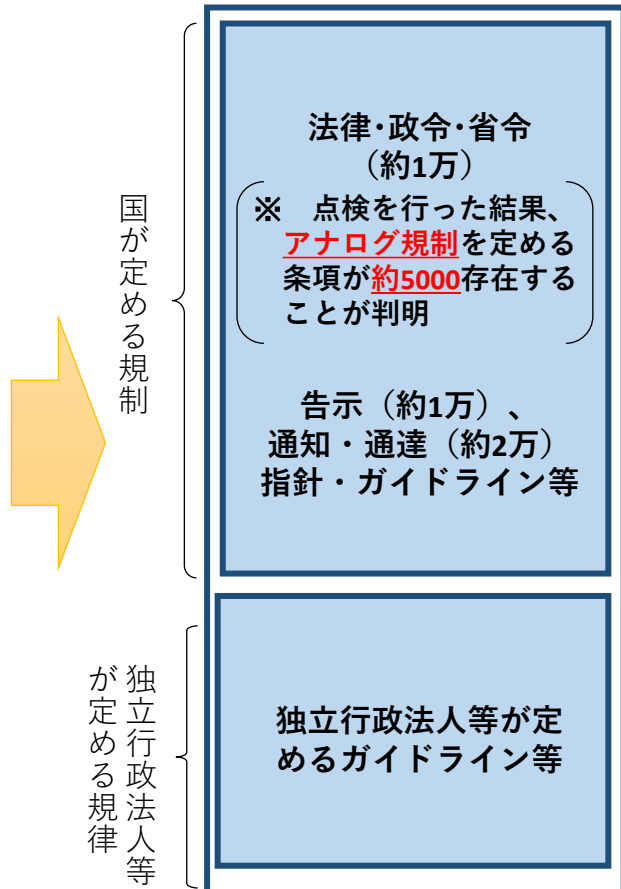
(論点3 参考資料②)

令和4年6月3日第4回
デジタル臨時行政調査会
資料1 (赤枠追加)

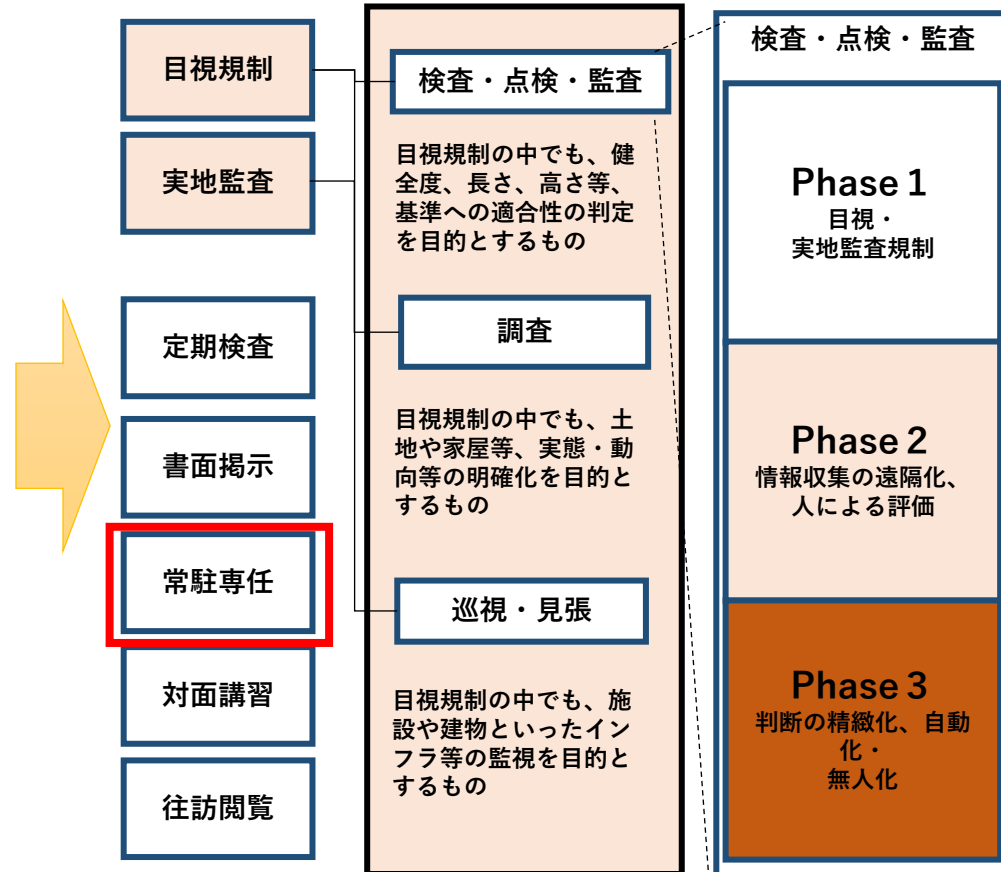
○ 構造改革のための デジタル原則

原則① デジタル完結・自動化原則
原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)
原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)
原則④ 相互運用性確保原則
原則⑤ 共通基盤利用原則

○ デジタル臨調における適合性の 点検・見直し対象の規律の範囲



○ 一括的見直しに向けた類型化とフェーズ の考え方 (目視規制・実地監査の例)



※ 地方公共団体が定める規制(条例等)については、マニュアルや先行事例の提示等を通じて、地方公共団体による見直しを支援

指定基準上配置が必要な職種一覧

(論点3 参考資料③)

○ 指定基準上配置が必要な職種は下表の通り。

サービス類型／職種	管理者 (管理人)・施設長	従業者 (介護福祉士等)	医師・嘱託医	看護職員	生活支援員	サービス提供責任者	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	理学療法士・作業療法士	職業指導員	就労支援員	相談支援専門員	児童指導員・保育士	機能訓練担当職員	栄養士	心理指導担当職員	訪問支援員	その他職種名
居宅介護	○	○				○											
重度訪問介護	○	○				○											
同行援護	○	○				○											
行動援護	○	○				○											
療養介護	○		○	○	○		○										
生活介護	○		○	○	○		○	○									
短期入所	○		○	○	○		○	○	○	○							※1
重度障害者等包括支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							※2
自立訓練（機能訓練）	○			○	○		○	○									
自立訓練（生活訓練）	○				○		○										地域移行支援員
就労移行支援	○				○		○		○	○							
就労継続支援A型	○				○		○		○								
就労継続支援B型	○				○		○		○								
就労定着支援	○						○										就労定着支援員
自立生活援助	○						○										地域生活支援員
共同生活援助	○				○		○										世話人
障害者支援施設	○		○	○	○		○	○	○	○							※3
地域移行支援	○										○						
地域定着支援	○										○						
計画相談支援	○										○						
福祉ホーム	○																
児童発達支援（センター）	○		○	○			○					○	○	○			言語聴覚士、調理員
児童発達支援（センター以外）	○			○			○					○	○				
放課後等デイサービス	○		○	○			○					○	○				
居宅訪問型児童発達支援	○						○									○	
保育所等訪問支援	○						○									○	
福祉型障害児入所施設	○		○	○			○		○			○		○	○		調理員
医療型障害児入所施設	○		○	○			○	○	○			○			○		※4
障害児相談支援	○										○						

※1 短期入所については、事業所の形態に応じて配置基準が異なる。

※2 重度障害者等包括支援の事業を行う事業者は、当該事業者が指定を受けている障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設に係る従業員の員数を満たさなければならないこととされている。

※3 障害者支援施設については、提供するサービスに応じて配置基準が異なる。

※4 医療法に規定する病院・診療所として必要とされる従業者を配置することとされている。

事務連絡「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について(令和5年9月5日厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課発出)」(抜粋)

第1 テレワークに関する基本的な考え方

介護事業所等の管理者は、当該介護事業所等の管理上支障が生じない範囲内において、テレワークを行うことが可能である。また、当該管理者が複数の介護事業所等の管理者を兼務している場合にも、それぞれの管理に支障が生じない範囲内において、テレワークを行うことが可能である。その際、利用者やその家族からの相談対応なども含め、利用者に対するサービスの提供や提供されるサービスの質等に影響が生じないようにすること。

なお、本事務連絡に記載の取扱いについては、管理者としての職務への従事に関して示したものであり、管理者が管理者以外の他の職種(介護職員等)を兼務する場合の当該他の職種としての業務に関して示したものではない。管理者以外の職種におけるテレワークの取扱いについては、今後、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえ、令和5年度中に別途お示しすることとする。

また、管理者が兼務可能な介護事業所等の範囲の見直し等については、今後、「規制改革実施計画」(令和5年6月16日)に基づき、社会保障審議会介護給付費分科会等での意見も踏まえながら、令和5年度中に結論を得ることとしている。

第2 管理上支障が生じない範囲の具体的な考え方

(1) 管理者がテレワークを行い、介護事業所等を不在とする場合であっても、サービスごとに運営基準上定められた管理者の責務(例えば、通所介護の場合、従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理及び従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令)を管理者自らが果たす上で支障が生じないよう体制を整えておくこと。その際、管理者以外の従業者に過度な負担が生じることのないよう、留意すること。

(2) 特に、利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保すること。また、管理者は利用者、従業者及びその他関係者と、テレワークを円滑に行えるような関係を日頃から築いておくこと。

(3) 事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、管理者がテレワークを行う場合における緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしておくこと。

(4) 管理者としてテレワークを行うことができる日数・時間数については、介護サービスの種類や介護事業所等の実態等に応じて、各事業者において個別に判断すること。ただし、他の職種を兼務する管理者がテレワークを行う場合、管理者以外の各職種の人員配置基準に違反しないようにすること。

(5) 上記(1)～(4)について、利用者やその家族、都道府県、市町村等から求めがあれば、適切かつ具体的に説明できるようにすること。

【論点4】 人員配置基準における治療との両立支援への配慮について

現状・課題

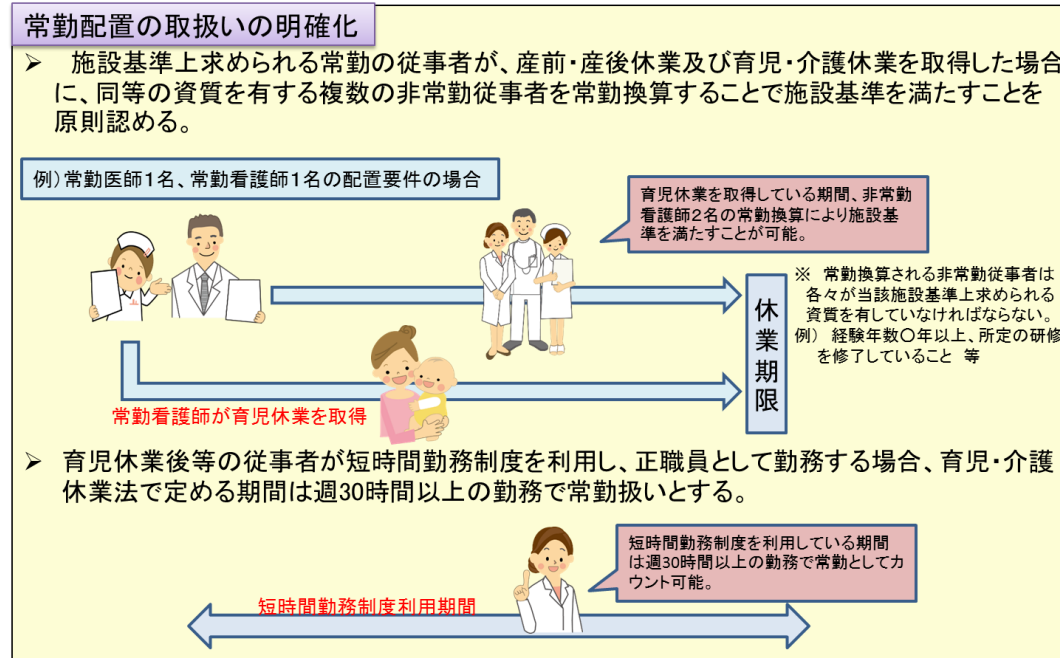
- 障害福祉サービス等の人員配置基準上、勤務時間が週32時間以上の者を「常勤」として取り扱うこととしており、また、「常勤換算方法」の計算においても、週32時間以上の勤務を常勤換算1として取り扱うこととしている。
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定では、各サービスの人員配置基準や報酬算定において、職員が育児・介護休業法等に基づく短時間勤務等を行う場合には、週30時間以上の勤務で「常勤」として取扱い、また、「常勤換算方法」の計算においても、週30時間以上の勤務を常勤換算1として取り扱うことを可能とした。
- 治療との両立支援については、「治療と仕事の両立ガイドライン」において、療養中・療養後の負担を軽減すること等を目的として所定労働時間を短縮する制度（短時間勤務制度）を各事業場の実情に応じて検討、導入し、治療のための配慮を行うことが望ましいとされている。

検討の方向性

- 障害福祉の現場において、育児や介護に加え、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける短時間勤務制度を職員が利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として取扱い、また、「常勤換算方法」の計算においても、週30時間以上の勤務を常勤換算1として取り扱うことを可能とすることを検討してはどうか。

- 障害福祉の現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。
 - ・ 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
 - ・ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。
 - ・ 人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。
 この場合において、常勤職員の割合を要件とするサービス提供体制強化加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合、当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。

(参考) 医療従事者の負担軽減・人材確保について(平成28年度診療報酬改定)



育児・介護に係る障害福祉サービス等の人員配置基準上の取扱い

(論点4 参考資料②)

○ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、育児・介護休業法による短時間勤務制度等について、人員配置基準や報酬算定における特例が設けられた。

		「常勤」の取扱い	「常勤換算」の取扱い	育児・介護休業法等の取扱い
短時間勤務	母性健康管理 育児	特例あり ※ 短時間勤務を利用し勤務する場合、 <u>週30時間以上の勤務で常勤扱い</u>	特例あり ※ 母性健康管理措置又は育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、 <u>週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める</u>	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健法に基づく保健指導又は健康診査の結果に沿った勤務時間の変更等の措置 3歳に達するまでの子を養育する労働者に、短時間勤務の措置（1日原則6時間）（事業主に義務付け。また、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合にも、努力義務）
	介護	特例あり ※ 短時間勤務を利用し勤務する場合、 <u>週30時間以上の勤務で常勤扱い</u>		
休業	産前産後 母性健康管理 育児	特例あり ※ 人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業、母性健康管理措置又は育児休業・介護休業を取得した場合に、 <u>同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める</u>	—	<ul style="list-style-type: none"> 原則、出産予定日の6週間前からの産前休業、出産翌日からの8週間の産後休業 原則、子が1歳に達するまでの育児休業（保育所に入れない等の場合は最長2歳まで）
	介護	※ 上記の複数の非常勤職員による代替を前提として、常勤職員の割合を要件とする福祉専門職員配置等加算等について、 <u>当該休業を行った職員についても常勤職員の割合に含めることを認める</u>		

治療と仕事の両立のために必要となる就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われるようにするため、事業場における取組方法をまとめたもの。(平成28年2月作成)

事業者による両立支援の取組の位置づけ

治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病が増悪することがないよう、治療と仕事の両立のために必要となる一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、**労働者の健康確保対策**として位置づけられている。

(第14次労働災害防止計画でも治療と仕事の両立支援は「産業保健活動の推進」に含まれている)

→ 疾病に罹患していることを以て安易に就業禁止の判断をするのではなく、できるだけ配置転換等の措置を講じ、就業の機会を失わせないようにすることに留意が必要。

ガイドラインの対象

対象者

事業者、人事労務担当者、産業保健スタッフ(産業医、保健師、看護師等)

※ ただし、労働者(その家族)、医療機関関係者(医師、看護師、医療ソーシャルワーカー(MSW)等)の支援に関わる人も活用可能

対象疾患

反復・継続して治療が必要な疾病(がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、難病等)

※ 短期で治癒する疾患は対象としていない

対象労働者

雇用形態に関わらず、全ての労働者 ※ 正規・非正規などの別はない

(参考) 両立支援に関する制度の整備の状況 (産業別) (論点4 参考資料④)

- 労働安全衛生調査の結果によると、医療・福祉関係の事業所の42.3%が「治療と仕事を両立できるような取組がある」としており、12.1%が「両立支援に関する制度の整備（年次有給休暇以外の休暇制度、勤務制度等）」を設けている。

区分	治療と仕事を両立できるような取組がある		両立支援に関する制度の整備（年次有給休暇以外の休暇制度、勤務制度等）	
合計	41.1	(100.0)	14.8	(36.0)
農業，林業（林業に限る。）	24.3	(100.0)	4.7	(19.3)
鉱業，採石業，砂利採取業	42.2	(100.0)	8.9	(21.1)
建設業	44.7	(100.0)	9.8	(22.0)
製造業	36.3	(100.0)	9.9	(27.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	72.8	(100.0)	56.0	(77.0)
情報通信業	46.7	(100.0)	22.5	(48.2)
運輸業，郵便業	47.8	(100.0)	14.7	(30.7)
卸売業，小売業	37.6	(100.0)	15.7	(41.8)
金融業，保険業	77.1	(100.0)	50.6	(65.7)
不動産業，物品賃貸業	44.0	(100.0)	13.7	(31.3)
学術研究，専門・技術サービス業	45.6	(100.0)	16.9	(37.0)
宿泊業，飲食サービス業	36.8	(100.0)	12.8	(34.9)
生活関連サービス業，娯楽業	30.0	(100.0)	10.2	(34.1)
教育，学習支援業	32.7	(100.0)	15.8	(48.4)
医療，福祉	42.3	(100.0)	12.1	(28.6)
複合サービス事業	56.9	(100.0)	25.0	(44.0)
サービス業（他に分類されないもの）	43.7	(100.0)	13.4	(30.7)